

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会 つくばボランティアセンター福祉機材貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会つくばボランティアセンター（以下「センター」という。）が所有する福祉機材貸出について必要な事項を定め、ボランティア活動の積極的な活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸出範囲)

第2条 貸出範囲は、市内で活動し、センターに登録するボランティア・市民活動団体及び施設、又は、区会・自治会、行政機関、事業所等（以下「団体等」という。）であって、利用目的がボランティア活動又は福祉の増進を目的とした事業であることとし、センター事業に支障のない範囲で貸出すものとする。

2 但し、次のいずれかに該当する場合は貸出ができないものとする。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 市外で使用する場合
- (3) 宗教上の主義を推進し、支持し、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体の活動
- (7) その他、センター所長（以下「センター長」という。）が不適切と判断した場合

(貸出機材)

第3条 貸出すことのできるものは、別表のとおりとする。

(借用申請)

第4条 福祉機材の借用を希望する者（以下「申請者」という）は、借用日の3ヶ月前から前日までに借用申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、申請手続きの際、申請者と確認できる書類（保険証又は自動

車運転免許証等)の提示を求めることができる。

3 利用申請の受付は、センター開館日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、センター長が必要と認める場合はこの限りではない。

(貸出期間)

第5条 利用者は1週間以内の範囲において、必要な期間貸出を受けることができる。但し、返却の日が休日に当たる時は、その後においてその日に最も近い休日でない日を返却日とする。

(利用料)

第6条 利用料は、無料とする。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は最善の注意をして借用した福祉機材を使用・保管し、次の行為を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、借用した福祉機材を転貸又は改造しないこと
- (2) 利用者は、借用した福祉機材を紛失及び故意又は過失により破損させた時は、センターに対し、修復あるいは代価支払いの責務を負うこと
- (3) 貸出が終了した場合、遅滞なく返却すること
- (4) この要項に規定する用途以外に使用しないこと

(利用の中止)

第8条 福祉機材の故障等により安全に使用できないとセンターが判断した時は、事前に借用申請があった場合でも貸出しの中止ができるものとし、その旨を速やかに申請者へ連絡をするものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、福祉機材の貸出に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月24日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	機材名	貸出可能数量	備考
1	白杖	23 本	
2	アイマスク	40 枚	
3	車いす（大人用）	21 台	
4	車いす（子ども用）	10 台	
5	点字器（木製）	15 個	
6	点字器（プラスチック）	76 個	
7	高齢者疑似体験用器具	60 セット	（大 40/小 20）
8	視覚障害者用サッカーボール	2 個	
9	音の出る電卓	1 個	
10	点字カレンダー	2 冊	
11	点字絵本	6 冊	
12	点字オセロ	1 組	
13	点字トランプ	1 組	
14	プロジェクター	1 台	
15	磁気ループ	1 セット	
16	ハンズフリー拡声器	3 台	パートボイス
17	音訳機材一式	3 セット	マイク・マイクスタンド インターフェース
18	プレクストーク	2 台	視覚障害者用録音 図書読書機
19	スクリーン	1 台	
20	マイクアンプセット	1 セット	有線 2 本